

## 動物の飼養又は収容の許可について

### 動物の飼養又は収容の許可

「化製場等に関する法律」に基づき、石川県知事が指定する区域内において、以下の種類の動物をその頭羽数以上に飼養又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、知事の許可を受けなければなりません。

種類	牛	馬	豚	めん羊	やぎ	犬	鶏	あひる
数	1頭	1頭	1頭	4頭	4頭	10頭	100羽	50羽

鶏及びあひるは30日未満のひなを除く。

### 知事が指定する区域

(能登北部保健福祉センター管内分)

市町村名	町又は字の名称
輪島市	海士町 河井町 新橋通 杉平町 鳳至町 堀町 町野町曾々木 輪島崎町
珠洲市	飯田町 上戸町北方 折戸町 正院町正院 蛸島町 高屋町 狼煙町 野々江町 宝立町宗玄 宝立町鶴島 宝立町南黒丸 宝立町鶴飼 三崎町雲津 三崎町小泊 三崎町伏見 三崎町高波 三崎町引砂 三崎町宇治 三崎町森腰 三崎町粟津 三崎町寺家
穴水町	字大町 字川島
能登町	字宇出津 字宇出津新 字宇出津山分 字鶴川 字真脇 字姫 字藤波の一部(15字1番から37番まで 16字128番から148番まで 17字6番から23番まで 18字62番から98番まで 19字18番) 字七見

### 施設の変更の届出

設置者は、施設を変更したときは、速やかに届け出なければなりません。

設置者は、動物の飼養又は収容を停止し又は廃止したときは、届け出なければなりません。

### 報告の要求、立入検査等

- (1) 設置者若しくは管理者から報告を求め、又は施設に立ち入り、その構造設備及び講ずべき措置の実施の状況を検査することがあります。
- (2) 設置者に対し、期間を定めて、構造設備の改善を命じ、又は管理者に対し必要な措置を講ずべきことを命ずることがあります。
- (3) 設置者若しくは管理者が命令に違反したときは、許可を取り消したり、又は期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることがあります。

## 畜舎及び家きん舎の構造及び設備の基準

施設は条例で定める公衆衛生上必要な構造及び設備の基準に適合するものでなければなりません。

### 1 畜舎並びに家きん舎の公衆衛生上必要な構造及び設備

- (1) 内部は、清掃に支障を生じない適当な広さ及び高さを有していること。
- (2) 床（鶏の家きん舎の砂場の部分を除く。）は、不浸透性材料で作られ、これに適当なこう配と排水溝が設けられていること。
- (3) 洗浄用水を十分に供給できる給水設備が設けられていること。
- (4) 汚物処理設備として汚物だめ及び汚水だめを有していること。  
ただし、汚水の浄化装置が設けられている場合又は汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水だめを有することを要しない。
- (5) 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができるおおいが設けられていること。
- (6) 畜舎又は家きん舎から汚水だめ若しくは汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。
- (7) 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当なおおいが設けられていること。
- (8) 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる畜舎又は家きん舎で調理に際して著しい臭気を発生するものにあつては、飼料取扱室を有していること。
- (9) 飼料取扱室は、次の要件を備えていること。
  - 一 床は、不浸透性材料で作られ、これに適当なこう配と排水溝が設けられていること。
  - 二 換気扇を備えた排気装置その他臭気を適当な高さで屋外に放散することができる設備が設けられていること。
  - 三 洗浄用水を十分に供給できる給水設備が設けられていること。
  - 四 密閉することができ、かつ、飼料の取扱量に応じ適当な容積の容器が備えられていること。
  - 五 昆虫の出入りを防止することができる金網その他の設備が設けられていること。

### 2 前項のほか、畜舎の構造及び設備（家きん舎を除く）

- (1) 内壁は、飼養し、又は収容する動物の種類に応じ、適当な高さまで清掃に支障をきたさない構造を有していること。
- (2) 床の周辺の地面で汚物又は汚水が飛散するおそれのある箇所は、不浸透性材料で被覆され、これに適当なこう配と排水溝が設けられていること。

## 畜舎及び家きん舎について講ずべき措置

畜舎及び家きん舎の管理者は法律で定める以下の措置を講じなければなりません。

- (1) 内外は、常に清潔にし、汚物処理を充分にすること。
- (2) こん虫の発生の防止及び駆除を充分にすること。
- (3) 臭気の治療を充分にすること。
- (4) その他知事が定める衛生上必要な措置。
  - 一 出入口の見やすい場所に別記様式の標札を掲げること。
  - 二 鶏糞等は、汚物だめに貯蔵し、臭気が発散しないよう密閉すること。  
ただし、急速に乾燥できる設備による場合はこの限りでない。
  - 三 たい肥は、汚物だめで作ること。